

(8) 日常生活用具の種類等

種類	対象者
特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者 2 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの
特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する身体障害者 2 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児(原則として 3 歳以上) 3 障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者(原則として 3 歳以上) 4 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの
特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する身体障害児・者(原則として学齢児以上) 2 難病患者等で自力で排尿できないもの
入浴担架	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で入浴に介助を要する身体障害児・者(原則として 3 歳以上)
体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児・者であって、下着交換等に当たって、介助を要するもの(原則として学齢児以上) 2 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児・者(原則として 3 歳以上) 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの
訓練いす	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児(原則として 3 歳以上)
訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児(原則として学齢児以上) 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの
入浴補助用具	1 入浴に介助を要する者で以下に掲げるもの (1) 下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者(原則として 3 歳以上) (2) 難病患者等
便器(手すり取付け可)	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害・者(原則として学齢児以上) 2 難病患者等で常時介助を要するもの
T 字状・棒状のつえ	1 平衡機能又は下肢機能に障害を有する身体障害児・者(原則として 3 歳以上)
移動・移乗支援用具	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者であって、家庭内の移動等において介助を要するもの(原則として 3 歳以上) 2 難病患者等で下肢が不自由なもの
頭部保護帽	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する身体障害児・者 2 障害の程度が重度又は最重度で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児・者
特殊便器	1 上肢障害 2 級以上で自ら排便後の処理が困難な身体障害児・者(原則として学齢児以上) 2 障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 3 難病患者等で上肢機能に障害があるもの
トイレチェアー	1 上肢、下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者のうち、頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てないもの
火災警報器	1 火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)で以下に掲げるもの

5 日常生活の支援

	(1) 障害等級２級以上の身体障害児・者 (2) 障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者
自動消火器	1 火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) で以下に掲げるもの (1) 障害等級２級以上の身体障害児・者 (2) 障害の程度が重度又は最重度の知的障害児・者 (3) 難病患者等
電磁調理器	1 視覚障害２級以上の身体障害者(視覚に障害を有する身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) 2 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者
視覚障害者用誘導装置	1 視覚に障害を有する身体障害児・者であって、音声による誘導を必要とするもの
歩行時間延長信号機用小型送信機	1 視覚障害２級以上の身体障害児・者(原則として学齢児以上)
聴覚障害者用屋内信号装置	1 聴覚障害２級の身体障害者(聴覚に障害を有する身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る)
車いす用段差昇降機	1 常時車椅子を使用する身体障害児・者
携帯用信号装置	1 聴覚に障害を有する身体障害児・者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができないもの
透析液加温器	1 じん臓機能障害３級以上の身体障害児・者のうち、原則として３歳以上であって、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの(事実を医療機関より確認)
ネブライザー(吸入器)	1 呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児・者のうち、原則として学齢児以上であって必要と認められるもの(事実を医療機関より確認) 2 難病患者等で呼吸器機能に障害があるもの
電気式たん吸引器	1 呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児・者のうち、原則として学齢児以上であって必要と認められるもの 2 難病患者等で呼吸器機能に障害があるもの
吸入器付吸引器	1 呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児・者のうち、原則として学齢児以上であって必要と認められるもの(事実を医療機関より確認)
酸素ボンベ運搬車	1 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(事実を医療機関より確認)
視覚障害者用体温計(音声式)	1 視覚障害２級以上の身体障害児・者のうち、原則として学齢児以上のもの(視覚に障害を有する身体障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
視覚障害者用体重計	1 視覚障害２級以上の身体障害者(視覚に障害を有する身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	1 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの
携帯用会話補助装置	1 音声・言語機能又は上肢、下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの(原則として学齢児以上)
点字ディスプレイ	1 視覚及び聴覚の重度重複障害(原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級)を有する身体障害者であって、必要と認められるもの
情報・通信支援用具	1 視覚障害２級以上又は上肢障害２級以上の身体障害児・者(原則として３歳以上)
点字器	1 視覚障害２級以上の身体障害児・者
点字タイプライター	1 視覚障害２級以上の身体障害児・者のうち、就学若しくは就労

5 日常生活の支援

	しているか又は就労が見込まれるもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	1 視覚障害2級以上の身体障害児・者（原則として学齢児以上）
視覚障害者用活字文書読上げ装置	1 視覚障害2級以上の身体障害児・者（原則として学齢児以上）
視覚障害者用拡大読書器	1 視覚に障害を有する身体障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上）
文字放送ラジオ	1 聴覚に障害を有する身体障害児・者であって、文字による情報を必要とするもの
視覚障害者用時計	1 視覚障害2級以上の身体障害者
聴覚障害者用通信装置	1 聴覚又は音声・言語機能に障害を有する身体障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上）
聴覚障害者用情報受信装置	1 聴覚に障害を有する身体障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの（原則として学齢児以上）
人工喉頭	1 音声機能に障害を有する身体障害児・者であって喉頭を摘出したもの
点字図書	1 情報の入手を点字によっている視覚障害児・者
ストマ用装具	1 ぼうこう又は直腸機能に障害を有する身体障害児・者のうち、尿路変更や腸管の切除によってぼうこうや肛門からの排尿・排便が困難となり、腹部に排泄口(ストマ)を造設して排泄を行っているもの（カテーテル常時留置のものも含む）
紙おむつ等	1 3歳以上の紙おむつ等の用具を必要とする者で以下に掲げるもの (1) ぼうこう又は直腸機能に障害を有する身体障害児・者のうち、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができないもの (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの (3) 先天性鎖肛門に対する肛門形成術に起因する高度の排便障害のあるもの (4) 上肢、下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者のうち、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難なもの
収尿器	1 上肢、下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者のうち、脊髄損傷、二分脊椎等で神経因性ぼうこうにより排尿コントロールが困難で常時失禁状態にあるもの
住宅改修	1 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する学齢児以上の身体障害児・者であって障害の程度が3級以上のもの 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの